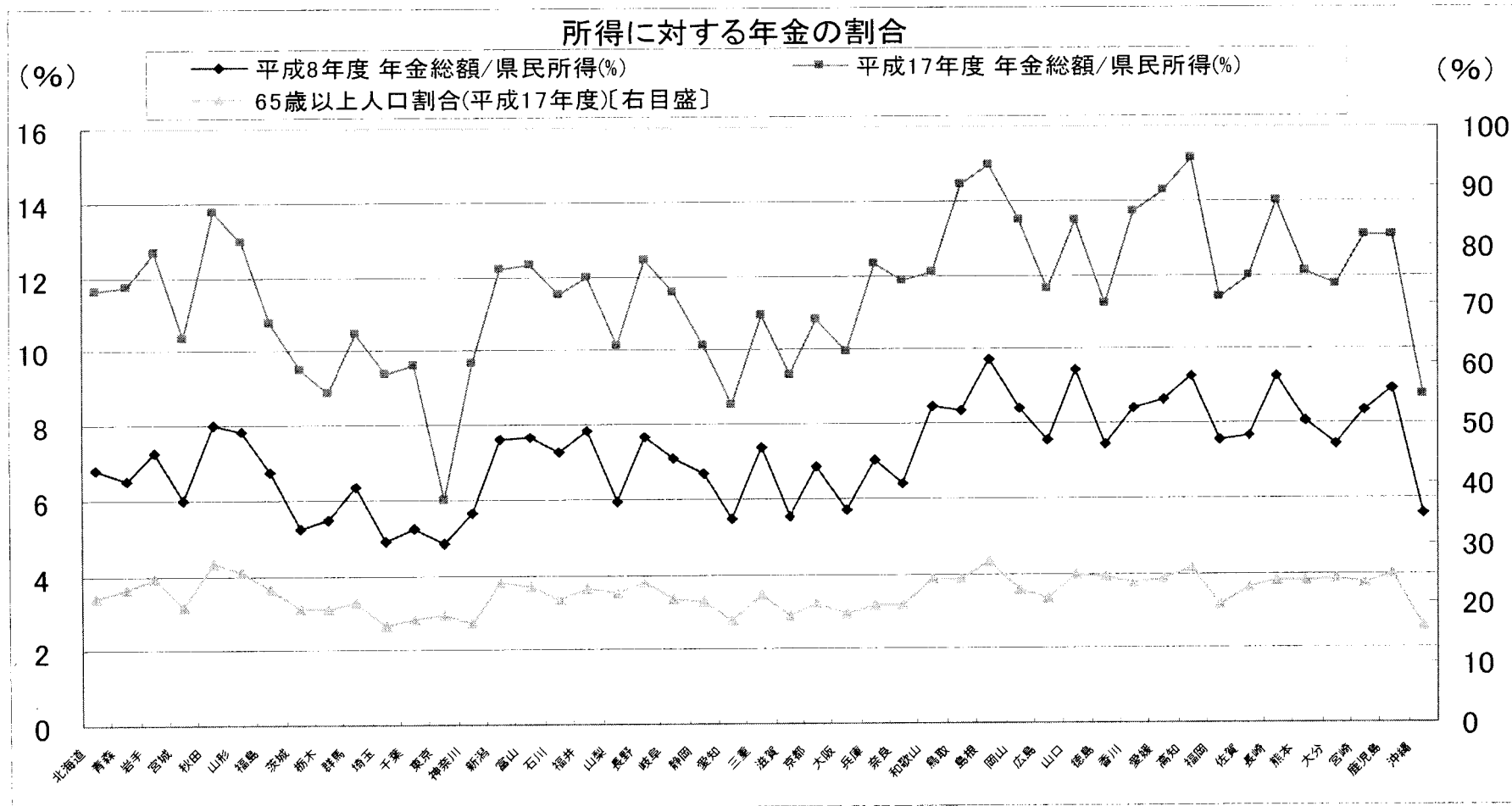


# 地域経済に占める公的年金給付

資料16

- 県民所得に占める年金総額の割合は大きくなっており、地域住民の所得に占める年金の役割は増大。
- 地域別にみると、高齢化率の低い関東や東海、近畿で低く、その他の地域で高い。
- 都道府県別にみると、高知県で15.2%で最も高くなっており、次いで島根県（15.0%）、鳥取県（14.4%）、愛媛県（14.3%）、長崎県（14.0%）となっている（2005（平成17）年度）。

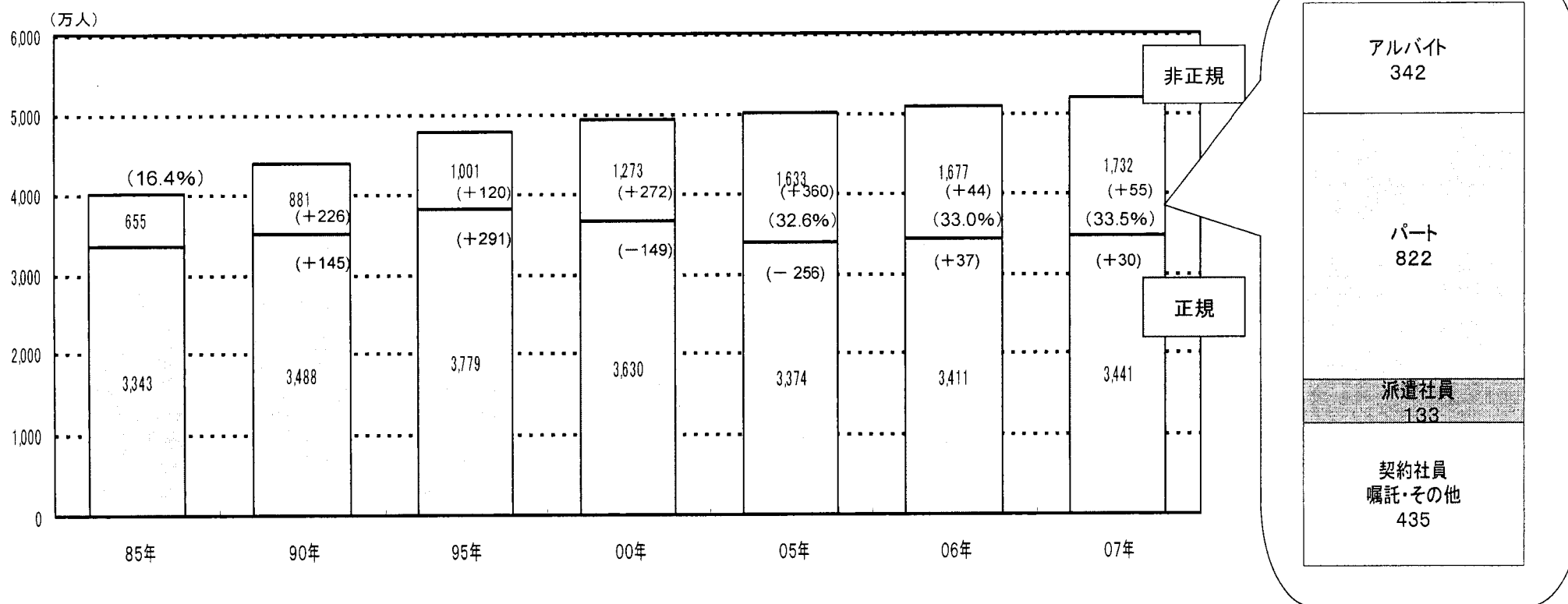


資料：年金総額は社会保険庁「社会保険事業の概況」、県民所得は内閣府「県民経済計算年報」、65歳以上人口割合は総務省統計局「2005（平成17）年国勢調査」による。  
 (注)：年金総額は厚生年金保険及び国民年金（福祉年金を含む）受給者の年金総額（2005（平成17）年度末現在）である。新法船員保険の職務上を除く。

# 正規雇用者とパート、派遣、契約社員等の推移

資料17

- 正規雇用者数は近年減少傾向だが、2006年以降増加に転じた。(ただし、07年第四四半期は減少した。) 一方、パート、派遣、契約社員等は、若年層を中心に増加。
- 派遣労働者、パートタイム労働者が現在の就労形態に就いた理由のうち、「正社員として働ける会社がないから」とする者の割合は上昇。(派遣労働者 '96:19.2%→'03:40.0%、パートタイム労働者 '96:11.9%→'03:21.6%)



資料出所 2000年までは「労働力調査(特別調査)」(2月調査)、2005年以降は「労働力調査(詳細集計)」(年平均)による。

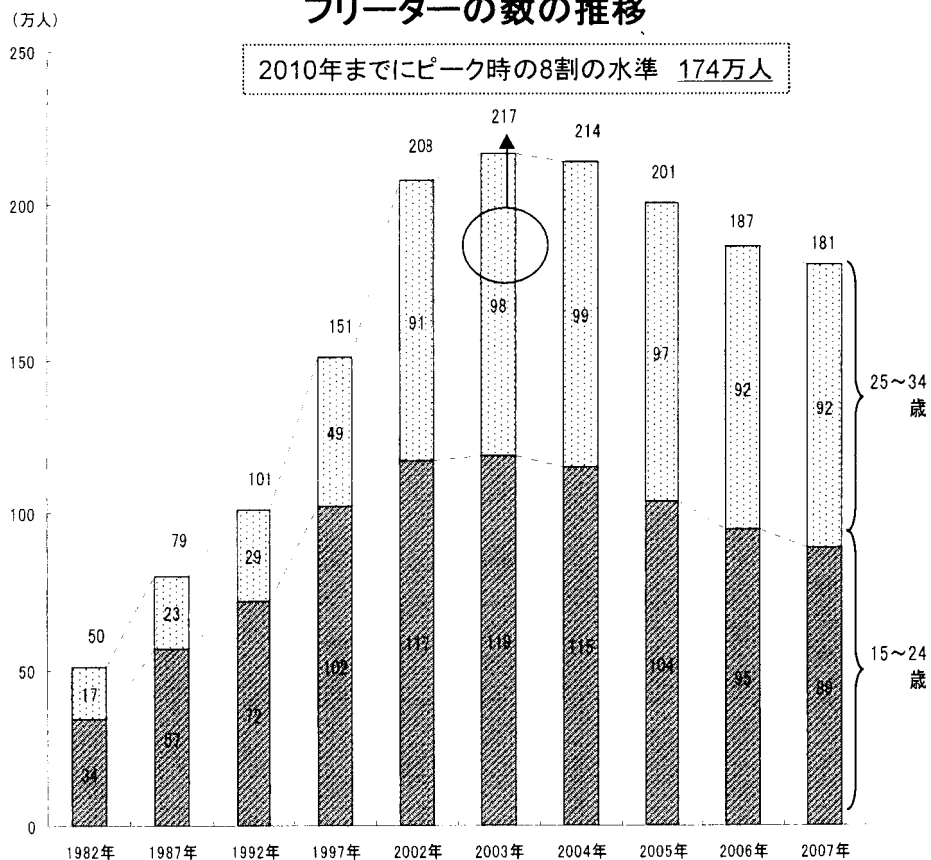
(注) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

# フリーター・ニートの状況

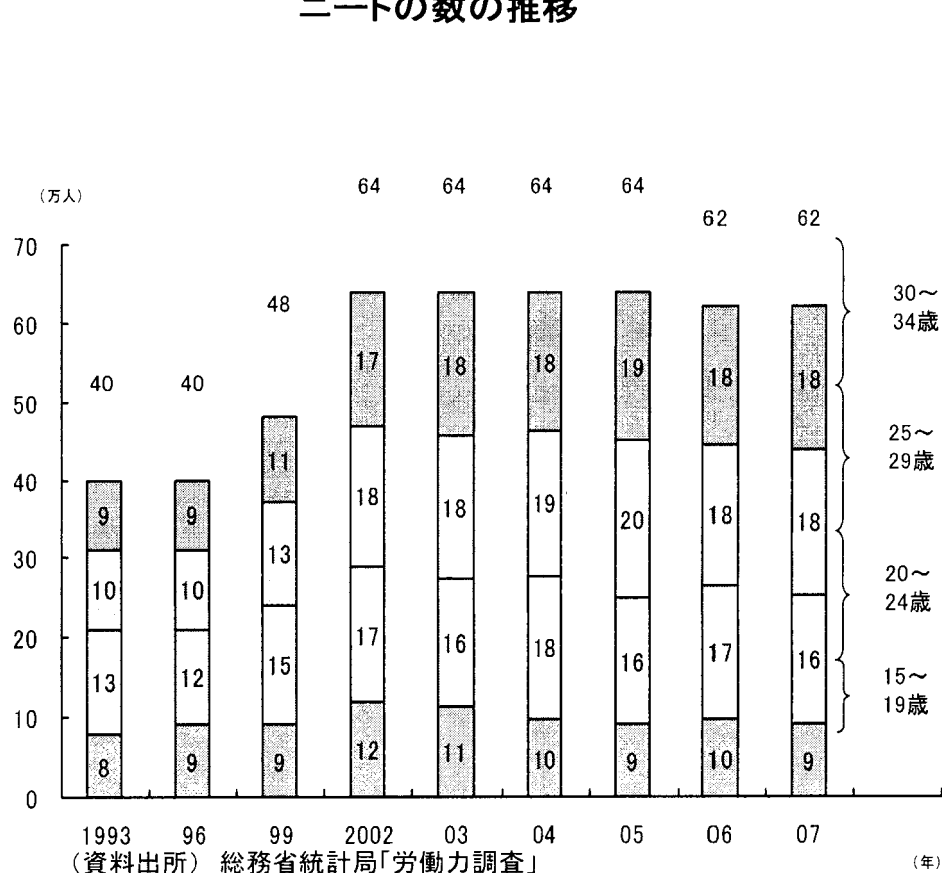
資料18

- 「フリーター」の数は、217万人(2003年)まで増加した後、4年連続で減少している。
- 「ニート」の数は、93年の40万人から64万人に増加して以降、同水準で推移していたが、06年には62万人に減少し、07年も同水準。

フリーターの数の推移



ニートの数の推移



(資料出所)総務省統計局「就業構造基本調査」労働省政策調査部で特別集計(～1997年)、総務省統計局「労働力調査(詳細結果)」(2002年～)

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

※ 2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

※ 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

- ① 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- ② 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- ③ 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

# 各国の労働力率(50～65歳以上、5歳階級刻み) 資料19

○日本を含め、先進国では60歳までの労働力率は高いが、60歳を過ぎると労働力率は低下し、65歳以上では極端に低くなる。

			50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
日本	2006	男	95.7	93.2	70.9	29.2
		女	70.5	60.3	40.2	13.0
アメリカ	2006	男	86.1	77.7	58.6	20.3
		女	74.7	66.7	47.0	11.7
イギリス	2006	男	※ 89.6	78.3	56.1	10.0
		女	※ 79.4	64.3	33.0	4.5
フランス	2006	男	91.2	65.5	19.4	1.6
		女	79.1	56.8	17.4	0.8
ドイツ	2006	男	91.2	82.0	42.3	5.0
		女	78.7	65.6	24.4	2.2
スウェーデン	2006	男	89.8	84.9	66.2	-
		女	85.4	80.0	58.3	-

(資料出所) ILO, Year Book of Labour Statistics.  
 イギリス、フランス: OECD "Labour Force Statistics"  
 日本: 総務省「労働力調査」(2006年)

労働力率: 15歳以上人口に占める労働力人口の割合労働力人口

日本: 就業者と完全失業者の合計

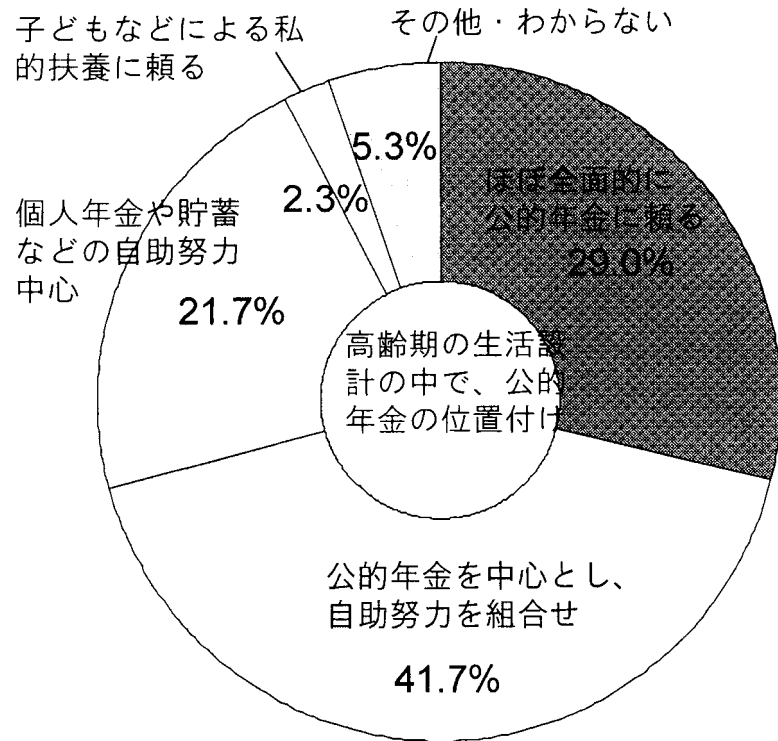
アメリカ: 労働力から軍人を除く

イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン: 就業者と失業者の合計 ※イギリスのみ45～54歳

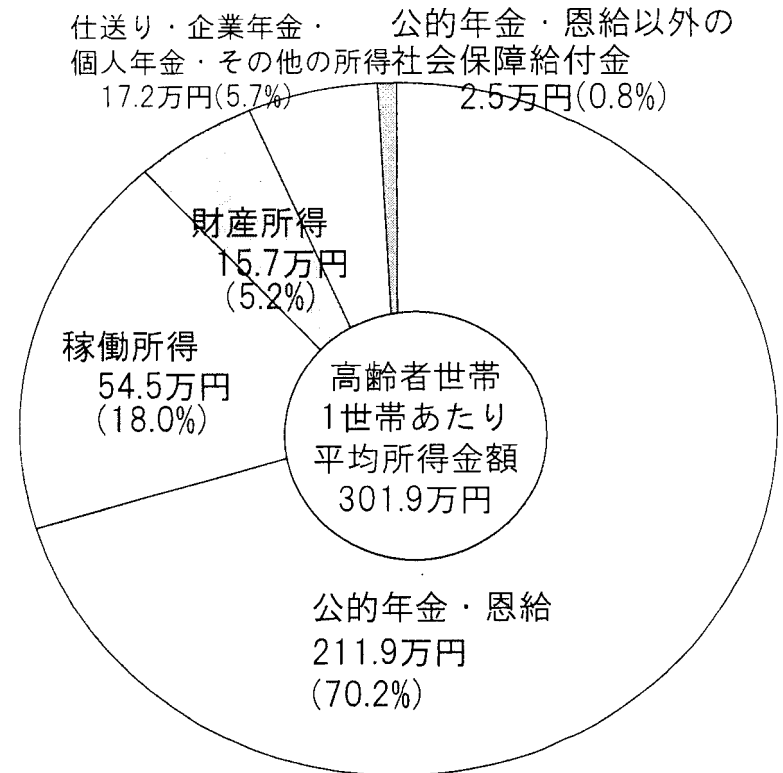
# 老後生活の柱としての年金の役割

国民の約7割が公的年金を基本に老後生活を設計

公的年金給付は高齢者世帯の収入の7割超を占める



「年金制度に関する世論調査」(平成15年 内閣府)



「平成18年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

○親との同居は減っているが年金給付があることで、現役世代も親の経済的な心配をせず安心できる

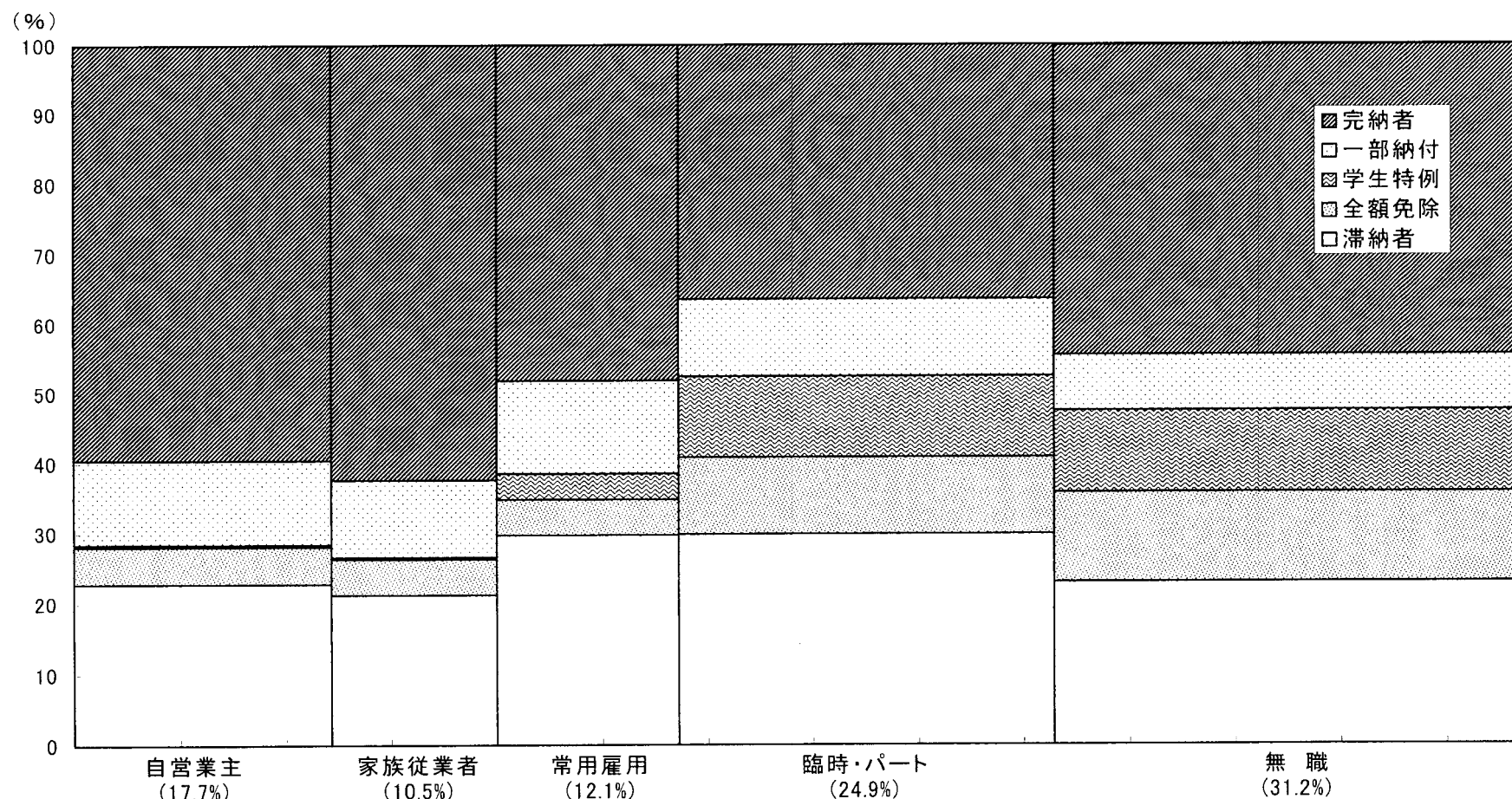
65歳以上の者のいる世帯のうち

三世代世帯	54.4%(1975)	→	21.9%(2004)
65歳以上のみ世帯	15.0%(1975)	→	44.0%(2004)

「平成16年国民生活基礎調査」(厚生労働省)

# 保険料滞納者の就業状況

- 各就業状況別に納付状況を見ても、「常用雇用」「臨時・パート」において滞納者割合が高くなっている。
- 特に「臨時・パート」では、学生納付特例と全額免除者が多く、完納者の割合が少なくなっている。

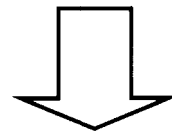


出典：社会保険庁「国民年金被保険者実態調査」

未納対策が保険料納付に与える影響(試算結果)

○ それぞれの未納対策が完全に効果を及ぼした場合の、納付率(平成18年度66.3%)に与える影響の考えられる最大値は、以下の通り。

- ① 低所得者に対する免除適用の徹底  
→ +13.1% (+9.6%)
- ② 「常用雇用」、「臨時・パート」への厚生年金制度の適用拡大等  
→ +10.2%
- ③ 高所得者に対する強制徴収の強化  
→ +6.7% (+5.0%)



これらの対策が全て完全に効果を及ぼした場合に、納付率に与える影響の考えられる最大値は、+24.8%となる(66.3% → 91.1%)。

(注) 全ての対策を考慮した場合の影響は、②を実施すれば①および③の対象者が減少することとなるので、各対策による影響の合計とは一致しない(カッコ内の数値は、②による重複を考慮した場合の納付率に与える影響)。

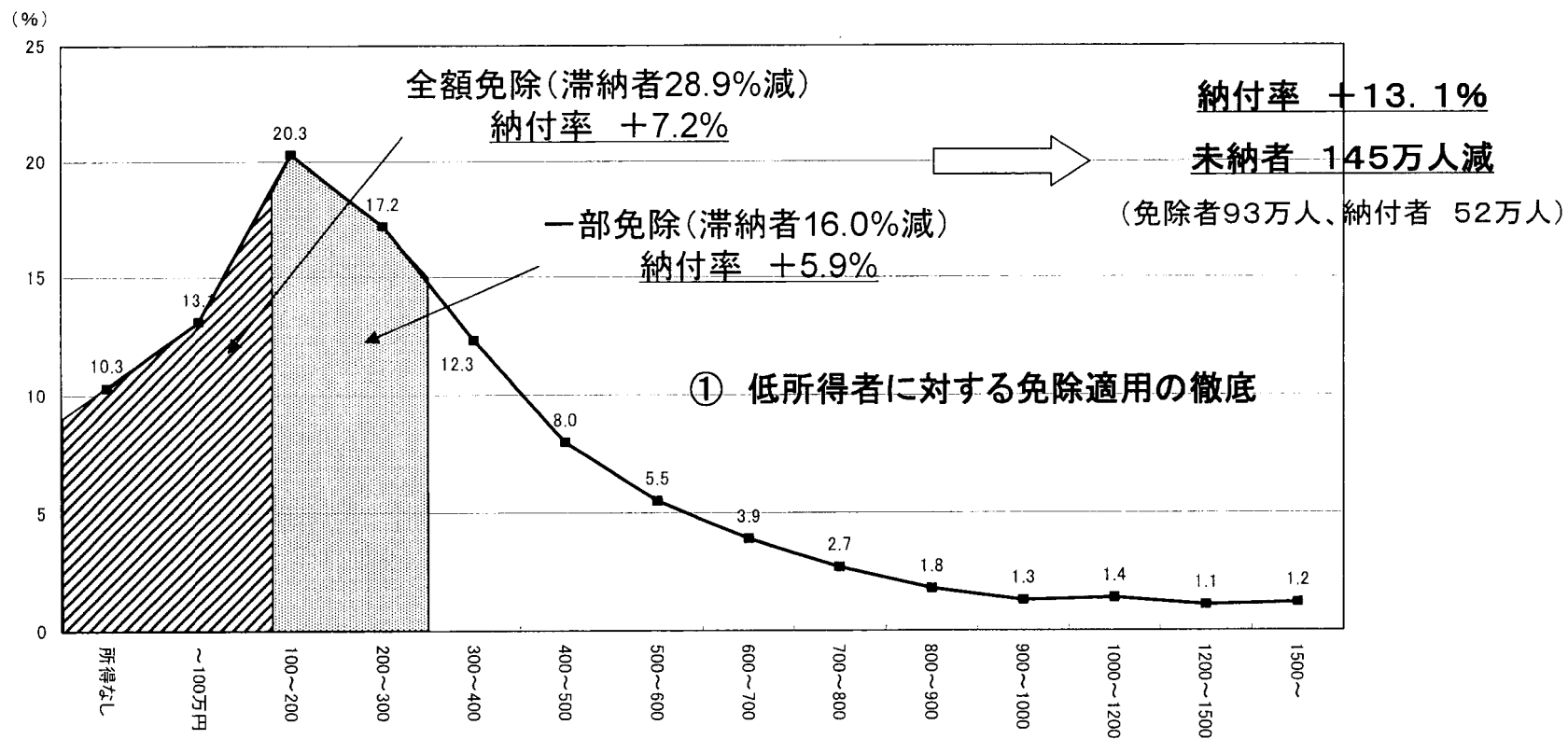
①低所得者に対する免除適用の徹底

○ 国民年金保険料の全額免除対象となる所得金額(3人世帯で127万円)を下回る所得の者は、滞納者全体のうちの約28.9%。

(注) 現在滞納者となっている者の平均世帯人員数は3.0人である。

○ また、一部免除の対象となる基準所得額(約300万円)を下回る所得の者は、滞納者全体の約32.0%(全額免除対象者を除く)。一部免除で負担が軽減されることにより、このうち半数の者が新たに納付者となると仮定した場合、全体としての影響は、16.0%となる。

○ 以上により、免除適用の徹底が納付率に与える影響は、最大で+13.1%(66.3%→79.4%)。





## ②「常用雇用」「臨時・パート」への厚生年金制度の適用拡大等

資料21-④

- 全ての「常用雇用」の者を、厚生年金制度の対象とする。  
→ 滞納者のうち、「常用雇用」の者は全て解消される。(滞納者全体の14.1%→0%(▲14.1%))
- 「臨時・パート」の者のうち、週労働時間20時間以上の者を厚生年金制度の対象とする。  
→ 「パートタイム労働者総合実態調査」によれば、週労働時間30時間未満のパート労働者のうち、週労働時間が20時間以上の者の割合は、約63%。この者全てを厚生年金適用の対象とすると仮定すれば、「臨時・パート」の滞納者のうち63%が厚生年金の適用対象となる。  
(29.2% → 10.8%(▲18.4%))
- また、厚生年金の適用対象とならない者についても、企業の代行納付等によりその半数の者が新たに納付者となると仮定すれば、更に滞納者は減少する。(10.8% → 5.4%(▲5.4%))
- 以上により「常用雇用」「臨時・パート」への厚生年金制度の適用拡大等が納付率に与える影響は、最大で+10.2%(66.3%→76.5%)。

